

令和7年度

成隣小学校PTA総会

《 総 会 内 容 》

議 事

- (1) 令和6年度 事業報告
- (2) 令和6年度 決算報告
- (3) 令和7年度 成隣小学校 PTA 事業方針・計画案
- (4) 令和7年度 事業計画案
- (5) 令和7年度 予算案
- (6) 令和7年度 役員名簿
- (7) 令和7年度 PTA のしくみ
- (8) 成隣小学校 PTA 会則

令和6年度 一般会計決算報告

【自: 令和6年4月1日 ~ 至: 令和7年3月31日】

■ 収入の部

(単位:円)

| 科目 | 予算 | 予算現額 | 収入済金 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|---------|------------------------|
| 前年度繰越金 | 476,087 | 476,087 | 476,087 | |
| 会費収入 | 554,000 | 554,000 | 518,000 | PTA会費2,000円×259口(教員含む) |
| その他 | 0 | 0 | 64 | 利息 |
| 収入の部 計 | 1,030,087 | 1,030,087 | 994,151 | |

(*1) 地区委員会及び大神自治会 寄付金含む

■ 支出の部

| 科目 | 予算 | 支出現額 | 未使用額 | 使用率 (%) | 備考 |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|--------------------|
| 運営費 | | | | | |
| 市小P協分担金及び渉外費 | 60,000 | 9,000 | 51,000 | 15 | 市小P協分担金・記念行事・事業参加費 |
| 入学記念費 | 200,000 | 136,980 | 63,020 | 68 | 名札・通学帽、卒業記念品等 |
| 慶弔費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 不足が生じた場合は予備費等から充当 |
| 緊急時備蓄食糧・備品 | 15,000 | 0 | 15,000 | 0 | 備蓄用児童食料(カンパン) |
| 活動費 | | | | | |
| 本部費 | 100,000 | 50,145 | 49,855 | 50 | 本部事業費(事務用品等) |
| 学年学級部費 | 30,000 | 13,577 | 16,423 | 45 | 各学年学級活動費 |
| 文化部費 | 30,000 | 17,766 | 12,234 | 59 | 文化事業費 |
| 広報部費 | 80,000 | 24,504 | 55,496 | 31 | 「成隣」印刷制作費等 |
| 選考委員会費 | 5,000 | 976 | 4,024 | 20 | 選考活動費 |
| その他 | | | | | |
| 保険料 | 35,000 | 29,320 | 5,680 | 84 | PTA総合保険 |
| 積立金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 100 | 積立金会計へ |
| 周年行事積立金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 100 | 周年行事特別積立金会計へ |
| 予備費 | 265,087 | 0 | 265,087 | 0 | |
| 印刷機購入代 | 0 | 0 | | | 印刷機代 |
| 扇風機代 | 0 | 0 | | | 体育館用扇風機代¥19,800×2 |
| その他 | 0 | 0 | | | 転出に伴う会費返還・その他事業割当等 |
| 支出の部 計 | 1,030,087 | 482,268 | 547,819 | 47 | |

※各項目の予算に関しては、他の科目間への運用可能とした。

| | |
|--------|---------|
| 収入計 | 994,151 |
| 支出計 | 482,268 |
| 次年度繰越金 | 511,883 |

令和6年度 積立金会計報告

■ 収入の部

| 科目 | 令和6年度 決算額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 前年度繰越金 | 540,103 | |
| 積立金 | 100,000 | |
| 利息 | 19 | |
| 収入の部 計 | 640,122 | |

■ 支出の部

| 科目 | 令和6年度 決算額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 雑支出 | 0 | |
| 支出の部 計 | 0 | |

令和6年度 周年行事等特別積立金会計報告

■ 収入の部

| 科目 | 令和6年度 決算額 | 備考 |
|---------|-----------|----|
| 前年度繰越金 | 108,983 | |
| 周年行事積立金 | 100,000 | |
| 漢検利益 | 20,475 | |
| 利息 | 1 | |
| 収入の部 計 | 229,459 | |

■ 支出の部

| 科目 | 令和6年度 決算額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 雑支出 | 0 | |
| 支出計 | 0 | |
| 繰り越し残高 | 229,459 | |

上記の通り決算報告致します。

会計

下山 麻美

監査の結果相違ないことをとめます。

令和7年4月1日

会計監査

狩野 満里
緒方 優

(印省略)

令和7年度 成隣小学校 PTA 役員会事業方針・計画(案)

1. 事業方針

- 1) 令和7年度成隣小学校 PTA は活動休止とする。
- 2) 令和7年度公立小学校協議会の議長校としての事業方針に沿った行事の企画、運営を行う。

2. 本部の事業計画

- 1) 昭島市公立 PTA 協議会の事業方針に沿った行事の企画、運営
- 2) 令和7年度の PTA 予算案の執行業務
- 3) 令和8年度の PTA 運営等の再検討

3. 各専門部・委員会の事業計画(休止とする)

- 1) 各専門部、委員会の事業検討に際してのお願いと留意事項
 - ① 保護者と学校、そして児童を結ぶことのできる事業内容とする
 - ② 事業の開催日時は原則として授業時間中には行わないものとし、放課後や休日の開催を検討する
 - ③ 本部事業及び地区行事、学校行事への協力
 - ④ 大まかな実施内容、時期、予算を運営委員会にて発表

< 学年学級部 > 休止

- ・各学年学級での交流を図れるような事業内容の検討
- ・PTA 会費集金
- ・学年行事の実施
- ・給食試食会の実施
- ・茶話会の実施

< 文化部 > 休止

- ・保護者の文化・教養及び体育・レクリエーションに関する事業内容の検討(子どもとの体験企画も要検討)
- ・教養として漢字検定試験の開催予定(子どもとの体験型企画も要検討)
- ・講演会などの開催”大人が学ぼう！心と体を大切に生きてための性(生)いのちのめぶき”
本部との共催も検討
- ・インクカートリッジ活動の推進
- ・バルマーク活動の推進

< 広報部 > 休止

- ・PTA 活動を広く PR するとともに、広報誌「成隣」の編集・発行(2回/年)(6ページ程度)
- ・PTA・学校・地区行事への参加による、各活動記録の収集

注: 広報誌は印刷機を使わずに、業者発注です

< 選考委員会 > 休止

- ・見守り安全登校を通し来年度のスムーズな役員選考の準備と活動
* 役員選考にあたり、人とのつながりをよくするため

令和7年度 事業計画案

| | 1 学 期 | 2 学 期 | 3 学 期 |
|-----------------------|--|-------------------|-------------------|
| 本 部 | PTA総会 昭島市公立小学校PTA協議会総会 昭島市公立小学校PTA協議会理事会 学校評議員会 | 昭島市公立小学校PTA協議会理事会 | 昭島市公立小学校PTA協議会理事会 |
| 学 年 学 級 部 | 活動休止 | 活動休止 | 活動休止 |
| 文 化 部 | 活動休止 | 活動休止 | 活動休止 |
| 広 報 部 | 活動休止 | 活動休止 | 活動休止 |
| 選 考 委 員 会 | 活動休止 | 活動休止 | 活動休止 |

令和7年度PTA予算案

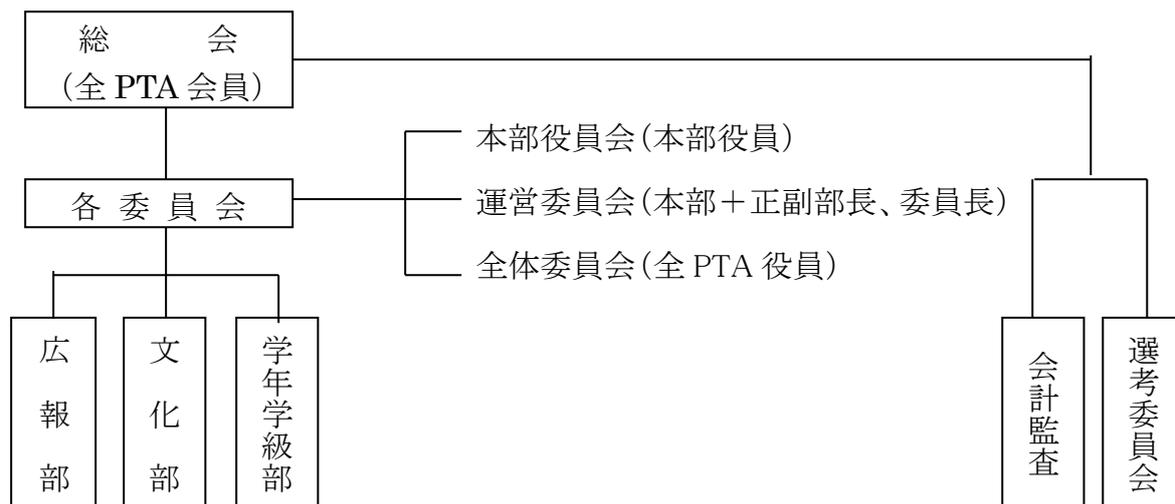
収入

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---------------|-----------|------------|
| ①一般会計 | 511,883 | |
| ②積立金会計 | 640,122 | ①一般会計に組み込む |
| ③周年行事等特別積立金会計 | 229,459 | ①一般会計に組み込む |
| ①②③収入合計 | 1,381,464 | |

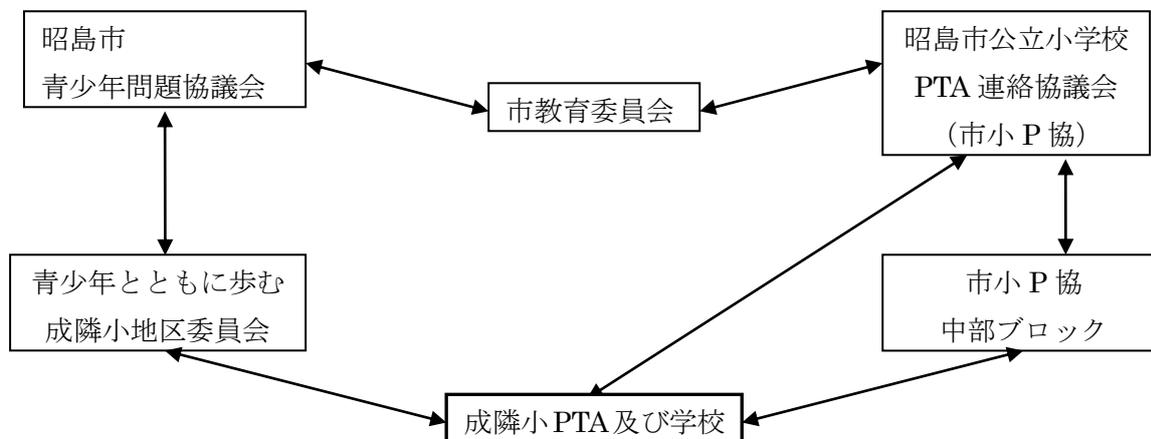
支出

| 項目 | 金額 | 備考 |
|----------------------|-----------|----------------|
| PC室ミーティングデスク¥37,800円 | 680,400 | 2台入り×18セット=36台 |
| PC室ミーティングチェア¥21,150円 | 190,350 | 4脚セット×9=36脚 |
| 体育舞台幕入れ替え | 350,000 | 11枚（撤去・処分・設置） |
| 6学年教室カーテン入れ替え | 150,000 | 最上階の為、暑さ対策 |
| PTA運営費（市小P含む） | 10,714 | 市中P年会費、運営費 |
| 支出合計 | 1,381,464 | |

PTA のしくみ



PTA と地域団体とのむすびつき



| | | |
|--|---|---|
| <p>[青少年とともに歩む成隣小地区委員会]</p> <p>小学校地区ごとに市内13地区に組織されています。自治会や子供会など地域団体の関係者及び民生・児童委員や青少年委員ほか各種委員と一緒にPTA本部も構成メンバーになっています。</p> <p>青少年フェスティバル・スポーツ大会・凧上げ大会などの青少年に関わる様々な活動をしています。</p> | <p>[昭島市公立小学校 PTA 協議会]</p> <p>市内の小学校 13 校が集まって組織されています。</p> <p>学校長や PTA 会長などで理事会が構成されています。市への要望書の作成、教育懇談会など市公立中学校 PTA 協議会と合同で取り組んでいます。</p> <p>会長連絡会を開催し、情報交換や視察研修を行っています。</p> | <p>[昭島市公立・小中学校 PTA 協議会中部ブロック]</p> <p>市内の瑞雲・清泉中学校と中神・光華・武蔵野・つつじが丘・成隣小 PTA で組織されています。</p> <p>講演会や懇談会などの研修や情報交換などを行っています。</p> |
|--|---|---|

昭島市立成隣小学校

PTA 会則

第一章 総 則

- 第 一 条 (名称) この会は、成隣小学校 PTA という。
- 第 二 条 (事務局) この会の事務局を成隣小学校におく。
- 第 三 条 (目的) この会は、保護者と教師が協力して、たがいに教養を高め、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 四 条 (方針) この会は、次の方針によって活動する。
- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動による諸団体および諸機関と協力する。
 - 2 特定の宗教や政党に関する活動や、もっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
 - 3 学校の管理運営ならびに人事には干渉しない。
- 第 五 条 (事業) この会の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 1 会員の文化教養に関する各種事業
 - 2 児童の健全育成に関する事業
 - 3 教育に関する理解と協力のための事業
 - 4 その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第二章 組 織

- 第 六 条 (会員) この会の会員は、本校の児童の保護者またはこれに代わる者および教職員とする。
- 第 七 条 (会と部) この会の事業を計画・審議・運営するために役員会・運営委員会・委員会・専門部会をおく。
専門部は、学年学級部・文化・広報の各部とする。
- 第七條の二 (会員の責務) 教職員を除く会員は、1児童が在学中に1回以上は、何らかの役職を担うよう努める。

第三章 役員および会計監査

- 第 八 条 (役員・会計監査の構成) この会に、次の役員および会計監査をおく。
会長 1名、副会長 4名、(うち1名に副校長)、書記 2名以上、会計 3名以上(うち1名は、教職員)、会計監査 2名、役員補佐任意。
- 第 九 条 (役員の仕事)
- 1 会長はこの会を代表し、会務を総轄する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。
 - 3 書記はこの会の庶務を担当し、必要事項の記録をとり、その保管にあたる。
 - 4 会計はこの会の経理を担当し、出納簿の管理、および予算の執行にあたる。
 - 5 役員補佐はPTAの補助を目的とし選出については本部がおこなうものとし会長の判断で人数調整と役員会招集を決めることができる。また本校の児童の保護者以外も可とする。

- 第十條 (役員を選出) 役員を選出は、選考委員会において会員中より選考する。
- 第十一條 (役員任期) 役員任期は、定期総会から翌年の定期総会までとする。但し再任は妨げない。
補欠による役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 第十二條 (会計監査の任務) 会計監査は経理会計を監査し総会で報告をする。
- 第十三條 (会計監査の選出・任期) 会計監査の選出と任期は、役員に準ずる。

第四章 会議

- 第十四條 (会議) 会議は、総会・委員会・運営委員会・役員会・専門部会とする。
- 第十五條 (総会) 総会は年1回(定期)に会長が召集し、決算の承認・役員及び会計監査の選出および承認・予算審議・会則の制定および改廃・その他重要な議決を行なう。ただし、会長または委員会が必要と認めた場合、もしくは、全会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。
総会は委任状含め、会員(世帯数)の5分の1以上の出席によって成立する。
議決は委任状含め、出席会員の過半数による。
- 第十六條 (委員会) 委員会は、役員および専門部委員をもって構成し、議案により会計監査および選考委員会委員の出席を求めることができる。委員会は必要に応じて会長が召集し、事業の調整・総会の準備・その他、重要議案の審議にあたる。
会務の遂行上、その事情によっては、委員会をもって総会にかえることができる。この場合、全会員に周知して、意見を求める手段を講じ、次の総会で報告しなければならない。
- 第十六條の二 (運営委員会) 運営委員会は、役員・専門部会および選考委員会の部長および副部長をもって構成し、議案により会計監査の出席を求めることができ、各専門部の事業の調整および決定を行なう。
- 第十七條 (役員会) 役員会は役員および校長をもって構成し、会務についての企画・立案・調整および緊急事項の処理にあたる。
なお、会長の判断で各月の役員会の開催の日程の変更中止追加を行う事が出来る。
事業の運営にあたっては、会計監査の協力を求めることができる。
校長はすべての会合に出席して意見を述べることができる。
- 第十八條 (専門部会) 専門部会は各学級より選出された委員をもって構成し、部長1名・副部長2名を互選する。
部会は各専門部ごとに設け、必要に応じて開くことができる。
専門部の構成と任務は次のとおりとし、各専門部および選考委員会は相互に協力して、事業の運営に努めるものとする。
- 1 学年学級部 各学級より選出された委員(1名)をもって構成し、各学級・学年活動の推進・連絡に関する活動にあたる。

2 文 化 部 各学級より選出された委員(1名)をもって構成し、会員の文化・教養および
体育・レクリエーションに関する活動にあたる。

3 広 報 部 各学級より選任された委員(1名)をもって構成し、会報の編集発行・その他
会の広報活動にあたる。

第五章 会計経理

第十九条 (経費) この会の経費は、会費・事業収益金および寄付金、その他をもってあてる。

第二十条 (会費) 会費は総会の議決をもって定め、その年度の予算に基づいて徴収する。転入
の場合については、転入の翌月より月割り額を徴収する。

また転出者には、転出する月までの月割り額を徴収するものとし、前納金がある場合は、
転出者の申し出により、返金するものとする。

なお、月割り額の算定に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第二十一条 (予算・決算) 予算は定期総会の議決によって成立し、決算は会計監査を経て、総会の
承認を得るものとする。

第二十二条 (会計年度) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付 則

- 一、 この会則の施行に必要な細則は別に定める。
- 二、 この会則は、平成8年4月20日(総会の日)より実施する。
- 三、 この会則は、平成9年から平成31年の改正付則略。

慶弔規定

- 一、 保護者および保護者に代わる会員と児童に対する規定
 - 1 在学児童死亡弔慰金 10,000円
 - 2 会員死亡弔慰金 10,000円
 - 3 児童傷病見舞金(入院三週間以上) 3,000円
- 二、 教職員会員に対する規定
 - 1 教職員死亡弔慰金 10,000円
 - 2 教職員の配偶者死亡弔慰金 5,000円
 - 3 教職員傷病見舞金(入院3週間以上) 3,000円

- 三、 火災・水害等、非常災害の場合は、その都度、役員会において協議決定する。
- 四、 その他この規定にない事項で必要のあるときは、役員会において協議決定する。
- 五、 この規定の改廃は委員会による。
- 六、 この規定は、平成9年10月27日より実施する。

役員選考規程

平成9年10月27日
成隣小学校選考委員会

- 第1 役員を選考については、選考委員会を組織して、その活動を行なうものとする。
- 第2 選考委員会の構成を次の通りとする。
 - 1 各学級1名
 - 2 本部役員より2名(副校長を含む)
- 第3 選考委員の選出は、専門部の選出と同時に行なう。
- 第4 選考委員会は委員長1名、副委員長2名を互選する。
- 第5 役員を選考のうち会長及び副会長は、全会員からの自薦及び他薦を募り、書記、会計及び会計監査については自薦を募る。
- 第6 選考委員会は推薦および自薦に基づいて交渉して、役員を選考をする。この場合、選出された役員の選出学級については、その役員の意思を尊重し、選考委員会が調整するものとする。また安全指導に関する活動にあたる。
- 第7 書記、会計および会計監査については、3月中に翌年度の役員および会計監査のいない学級から役員候補者1名を選出することができるものとする。

また、書記、会計及び会計監査の選出に際しては、原則として、同学年で2名以上の役員及び会計監査が選出された場合は、その学年で役員候補者を選出しないものとする。

ただし、選考の都合上、止むを得ない場合はこの限りではない。
- 第8 学級から選出された役員候補者の役職については、選考委員会の調整により決定する。
- 第9 選考委員会は、選出された役員の報告を年度末の全体委員会に報告する。
- 第10 この規程の改廃は、選考委員会による。

付 則

- 一、 この規程は、平成9年10月27日から実施する。
- 二、 この規程は、平成19年3月17日から実施する。
- 三、 この規程は、平成21年4月1日から実施する。